第4部 計画の推進体制と進行管理

1 基本理念の周知と協働体制の推進

「箕面市福祉のまち総合条例」の理念に則り、すべての市民が一人の人間として尊重され、豊かに暮らすことのできる福祉のまちを築いていくために、市職員はもとより、地域社会を構成する市民、民間事業者、NPO及び市民ボランティア等に対し、基本理念の周知と浸透を図り、協働による社会基盤の整備・充実を進めます。

箕面市の障害者施策の基本理念である「ノーマライゼーション」と「インクルージョン」の考え方について、学校教育・生涯学習等を含むあらゆる機会を通じて周知を行うとともに、地域の行事等に、障害者がより一層参加しやすくなるよう、機会と環境の整備を進めるなど、「わけへだてのない共生のまちづくり」の理解促進と浸透を図ります。

また、障害者や家族による地域社会への発信等、自発的活動をより一層支援するための方策を推進します。

2 関係機関・団体との連携強化とネットワークの推進

障害者施策全般の推進にあたっては、箕面市保健医療福祉総合審議会、箕面市障害者市民施策推進協議会及び箕面市自立支援協議会等を通じて、障害当事者、関係機関・団体、関係者の連携とネットワークづくりを進めることにより、当事者の意見反映と地域での基盤強化を行います。

3 庁内連携の推進

障害者施策は、福祉分野のみならず、行政各分野に及んでいることから、庁内における横断的組織である、箕面市人権行政推進本部会議等を活用し、行政各分野における「合理的配慮」の推進とあわせて、基本的な理念の周知と浸透、市職員の人権意識の向上を図るとともに、関係部局の連携を強化し、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

4 進行管理の手法・体制

第4次長期計画に基づく、障害者施策全般の進行管理にあたっては、「第2章計画の基本的な考え方」をふまえ、障害当事者や市内障害者団体等の意見を聞きながら、毎年度、各分野別施策の実施状況や課題等の把握を行い、一層の取組強化を図ります。

第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画の進行管理にあたっては、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方をふまえ、毎年度、その実績をとりまとめ、分析・評価の上、大阪府に報告するとともに、必要に応じて、計画内容の見直しを行うこととします。

なお、計画の進行管理にあたっては、以下の機関において定期的な進捗状況 報告を行い、意見交換・議論等により、障害当事者の実態や意見の反映に努め るとともに、計画の推進における課題の把握等を行うこととします。

箕面市人権行政推進本部会議

同会議では、庁内照会の上、実施状況の把握や実績のとりまとめを行い、各分野における施策の実施状況と、さらなる計画推進のための方策について、理解の共有化を進めます。

箕面市自立支援協議会

同協議会では、実績の分析・評価にあたり、相談支援事業者、関係機関・団体、就労系事業所等の立場から意見交換・議論を行い、第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画の推進における課題の把握を行います。

箕面市障害者市民施策推進協議会

同協議会では、実施状況の把握や実績の分析・評価にあたり、障害当事者・ 関係者、関係機関・団体の立場から意見交換・議論を行い、計画の推進につい ての課題の把握を行います。

箕面市保健医療福祉総合審議会

同審議会では、各協議会等の意見等をとりまとめた上で、学識経験者、関係機関・団体の立場から意見交換・議論を行い、各分野別施策の実施状況の把握、実績の分析・評価と、計画の見直しの必要性等について審議します。

その他実態・ニーズの把握

箕面市障害者市民施策推進協議会や箕面市支援連携協議会等を通じた日常的なネットワークを活かして、引き続き、障害当事者の実態・ニーズを把握し、計画の評価に反映するよう努めます。

あわせて、本市の「保健福祉苦情解決システム」を活用することにより、障害 福祉サービスの質の向上・確保に努めます。